

広島市吉島老人いこいの家指定管理者候補者の選定要綱

1 施設の概要

- (1) 施設名及び所在地
広島市吉島老人いこいの家 広島市中区光南五丁目1番23号
- (2) 設置目的
老人に対し、教養の向上、レクリエーション等のための場を提供し、もって老人の心身の健康の増進を図ることを目的とする。
- (3) 現在の指定管理者
特定非営利活動法人ワーカーズコープ

2 選定の概要

- (1) 指定管理者候補者名（予定）
特定非営利活動法人ワーカーズコープ
- (2) 非公募とする理由
吉島老人いこいの家は、吉島屋内プールとの複合集約化に向けて整備を進めており、新施設の供用開始は令和5年度を予定している。
新施設の整備に当たっては、いこいの家の利用者が新施設へ円滑に移行できるよう、両施設を併用できる期間を設けることに伴い、吉島老人いこいの家の供用期間を令和6年度末まで延長することとしており、同施設が廃止されるまでの短期間において、引き続き、安定的にサービスを提供するため、現管理者である特定非営利活動法人ワーカーズコープを非公募により指定管理者とする。
- (3) 指定期間
令和5年4月1日～令和7年3月31日
- (4) 管理の基準
ア 休館日
 (ア) 火曜日
 (イ) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日の翌日
 (ウ) 8月6日及び12月29日から翌年1月3日まで
イ 開館時間 午前9時から午後5時まで
ウ 特記事項
 申請者から休館日や開館時間の変更について提案を受ける。
- (5) 業務の内容等
ア 吉島老人いこいの家の使用の許可に関すること。（「緊急の場合（避難場所の開設等）は許可を取り消す。」などの条件を付す。）
イ 吉島老人いこいの家への入場の制限に関すること。
ウ 吉島老人いこいの家の建物及び設備の維持管理に関すること。
エ その他市長が定める業務
オ 特記事項
 (ア) 使用料の収納事務を委託する。
 (イ) 申請者から市が示す基準値を達成するための利用促進策の提案を求める。
 (ウ) 避難場所として使用される場合は、市からの指示等も受けながら、適切に対応すること。
- (6) 配置人員
ア 1人を標準とする。
イ 防火管理者等の配置
 配置人員のうち、管理監督的な地位にある者で、防火管理者の資格を有する者1人を必置とする。ただし、適正に防火管理業務が行える場合は、本部等の職員とすることができる。
- (7) 指定管理料の上限額（2年間分）
2,778万3千円
なお、指定期間中に消費税及び地方消費税が引き上げられた場合は、指定管理料を増額するなどの適切な措置を講ずる。
- (8) 指定管理料の支払方法
ア 指定管理料は、原則、前金払とする。
 なお、指定管理者の申し出によって、概算払とすることができる。
イ 支払は、四半期払とする。

(9) 評価基準

ア 欠格事項

申請日において、次のいずれかに該当する場合は、選定の対象外とする。

- (ア) 広島市競争入札参加資格者指名停止措置要綱に規定する指名停止の措置要件に該当している場合
- (イ) 広島市税、法人税又は消費税及び地方消費税を滞納している場合
- (ウ) 労働基準法等労働者使用関連法令に違反し、極めて重大な社会的影響を及ぼしている場合
- (エ) 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく障害者雇用率が達成されておらず、かつ、障害者雇用納付金も滞納している場合
- (オ) 広島市が設置する公の施設の指定管理者として指定を受けたが、その指定を取り消され、当該処分の日から2年を経過しない場合（ただし、不可抗力による場合を除く。）

イ 評価項目

評 価 項 目	適・否
【市民の平等利用を確保することができること。】 〔評価のポイント〕 ① 利用者の平等かつ公平な利用を確保するための方策等が、条例、規則等に沿った適切なものとなっているか。 ② 障害者や高齢者などの施設の利用に当たっての合理的配慮について、適切な方策がとられているか。	
【施設効用が最大限に発揮されること。】 〔評価のポイント〕 ① 老人いこいの家の管理運営に係る基本方針が明確であって、基本方針の内容が当該施設の設置目的に沿ったものになっているか。 ② 管理施設の利用促進策が具体的なものになっているか。 ③ 利用者に対するサービスの向上を図れるものになっているか。	
【事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力、人的能力を有していると認められること。】 〔評価のポイント〕 ① 団体の経営は安定しているか。 ② 市が提示した適正な管理の実施が確保されるようになっているか。 ③ 個人情報等の管理体制は適正か。 ④ 緊急事態等に対応可能な体制になっているか。 ⑤ サービス内容や利用実態に関する実績が適切であるか。	
【地域の実情に適合した取組みを行う能力を有していること。】 〔評価のポイント〕 ① 近隣地域の高齢者及び高齢者団体等の福祉活動・文化活動等に関するニーズを的確に把握しているか。（又は、把握する方策が検討されているか。） ② 他の施設や団体等との共催企画など、地域に開かれた取組を計画しているか。	
【管理経費の縮減】 提案額が上限額以下となっていること。	

※ 上記評価項目のうちいずれか1項目に「否」がある場合は、選定の対象外とする。

ウ 本市が推進する行政施策に係る取組状況の確認項目

確 認 項 目	取組状況
【障害者雇用率の達成】 ① 障害者雇用率の達成状況	達成・未達成
② 過去2年度分の障害者雇用納付金を1年度分でも過去に滞納していた場合	該当・非該当
【環境問題への配慮】 ISO14001 若しくは ISO14005 又はエコアクション21の取得	有・無
【男女共同参画・子育て支援の推進】 ① 次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」の策定	策定済・未策定
② 次世代育成支援対策推進法に基づく認定	有・無
③ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく「一般事業主行動計画」の策定	策定済・未策定
④ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定	有・無
【地域貢献度】 ① 広島市内に本店がある場合	該当・非該当
広島市内に本店がなく支店がある場合	該当・非該当
広島市内にその他事業所等がある場合	該当・非該当
② 本施設の従事者のうち市内在住者の割合が8割以上の場合	該当・非該当
本施設の従事者のうち市内在住者の割合が5割以上で8割未満の場合	該当・非該当
本施設の従事者のうち市内在住者の割合が2割以上で5割未満の場合	該当・非該当